

# 産業建設常任委員会記録

令和5年2月28日

【開催日】 令和5年2月28日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時12分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

経済部長	辻村征宏	公営競技事務所長	桶谷一博
公営競技事務所次長	木村清次郎	公営競技事務所主幹	大下賢二
建設部長兼大学推進室長	大谷剛士	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
都市計画課主査兼管理緑地係長	金子悦美	都市計画課主査兼都市整備係長	藤本英樹
下水道課長	泉本憲之	下水道課課長補佐兼計画係長	熊川整
下水道課主査兼管理係長	中村扶実子	水道事業管理者	今本史郎
水道局副局長兼総務課長	伊藤清貴	水道局次長兼浄水課長	西山洋治
水道局次長兼施設維持課長	伊東修一	水道局総務課主査兼総務班長	渡邊亮治
水道局浄水課課長補佐兼管理班長	山田智則	建築住宅課長	臼井謙治
建築住宅課課長補佐	石橋啓介	建築住宅課建築係長	山本雅之
監理室主査	石田佳之		

【事務局出席者】

局次長	島津克則	主査兼議事係長	中村潤之介
-----	------	---------	-------

【審査内容】

1 議案第5号 令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予

- 算（第3回）について (公営)
- 2 議案第3号 令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について (都市)
- 3 議案第7号 令和4年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第2回）について (水道)
- 4 議案第8号 令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第2回）について (水道)
- 5 住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書について

---

午前10時 開会

---

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開催します。本日の審査日程につきましては、お手元に配付してあるとおり進めてまいります。それではまず、議案第5号令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。その前に、執行部からタブレットパソコンの持込みの許可を得たいということなので、これを認めたいと思います。それでは桶谷所長、よろしく申し上げます。

桶谷公営競技事務所長 改めましておはようございます。よろしく申し上げます。議案第5号令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について御説明します。今回の補正は、決算を見込んで、重勝式発売収入を減額するとともに、あわせてミッドナイトレースに係る事業費などを調整するものです。最初に予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも16億8,519万9,000円を減額し、予算総額を246億5,648万円とするものです。それでは、最初に歳入から御説明します。5、6ページをお願いします。1款1項2目勝車投票券発売収入は、重勝式の発売収入を16億8,458万3,000円減額しています。補正額につきましては、これまでの発売実績額を勘案するとともに、今年1月21日から発売を開始しました新商品の2重

勝単勝式車券と3重勝単勝式車券の売上動向も反映させています。おかげさまで、新商品は好調な滑り出しとなっています。さて、全体としては売上げが減少となった理由ですが、これまでの分析により、会員数は伸びているものの、お客様の買い控えが生じている状況です。お客様の動向は、払戻金は少額でも的中確率が高い商品を購入される傾向が顕著です。具体的には、的中確率が最も高い1,296分の1となる6車立てレースを限定的に選択され購入されています。そうしますと、お客様は、6車立てレースが開催されるまで買い控えをされます。更に、レース開催日程により、6車立てレースの開催間隔が長くなると、この間にお客様の購入意欲も薄れ、売上げが減少する結果となりました。こうした分析を基に、新商品につきましては、購入金額、的中確率、払戻金額、発売の時間帯などを再構築し、「的中人数が多い」そして「的中した払戻金から再購入が見込める」ようにしています。続きまして、1款3項1目財産運用収入ですが、施設貸付収入を61万6,000円減額しています。これは、浜松市営のミッドナイトレースをここ山陽場で開催する際の施設貸付収入になりますが、この減額は、照明設備運用業務分になります。当初予算編成時は、これらの業務を本市経由で、本市が委託しておりました一般財団法人オートレース振興協会に委託する予定でしたが、しかしながら、本市と一般財団法人オートレース振興協会との照明設備運用業務委託契約が令和3年度末をもって満了したため、これらの業務を包括的民間委託契約に含めることとし、株式会社JPFに移管しましたので、これら業務に相当する施設貸付収入を減額するものです。これらの経緯につきましては、歳出の委託料で改めて詳しく御説明申し上げます。歳入につきましては以上です。続きまして、歳出について御説明いたします。7、8ページをお願いします。1款1項1目一般管理費の24節積立金は、後ほど御説明します。続きまして、1款2項事業費は、歳入の重勝式発売収入の減額に連動して各予算を減額するものと、ミッドナイトレースの照明設備運用業務関連の二つに大別できます。まず、重勝式関連として、12節委託料の上段、発売業務委託料2億395万2,000円の減は、発売の委託先であります当たるんで

す（株）への委託料を減額するものです。続きまして、18節負担金、補助及び交付金は、JKA交付金を3,112万8,000円、開催場負担金を1,335万2,000円、それぞれ減額しています。開催場負担金は、山陽場以外で開催されるレースを重勝式の対象レースとする場合に、当該場に負担金を支払うものです。続きまして、特別拋出金は、業界決定に基づき全国小型自動車競走施行者協議会へ拋出するものです。こちらも1億5,521万8,000円減額となります。続きまして、3目勝車投票券払戻金を11億6,830万3,000円、4目勝車投票券返還金を1,557万9,000円、それぞれ減額しています。続きまして、照明設備運用業務関連になります。12節の照明設備運用業務委託料と18節オートレース振興協会負担金がセットになりますので、これまでの経緯も含めまして御説明します。資料1をお願いします。左から番号に沿いまして御説明します。まず①から③ですが、ミッドナイトレースを本格開催するにあたりまして必要となります照明設備につきましては、本市に設備投資の資金や運用のノウハウが無かったことから、一般財団法人オートレース振興協会にお願いして、照明設備を建設していただき、運用業務も含めて委託することになりました。レースで使用します消音マフラーも、一般財団法人オートレース振興協会が開発したものです。続きまして④ですが、委託期間は令和元年度から令和5年度までの5年間とし、委託料率はミッドナイトレースの売上額の3.6%とし、照明設備建設費の償還費用や運用業務の費用となります。ここで、委託期間5年と委託料率3.6%についてですが、コメ印に記載していますように、基本的には、照明設備建設に係る当時の初期費用を償還することとし、年間の開催予定日数や1日当たりの平均売上見込額、そして収益率や単年度の負担能力などを基に算定しました。この契約時点では、年間の開催日数や売上額の担保は何もないことから、一般財団法人オートレース振興協会がリスクを負っての契約となりました。続きまして⑤ですが、当初の建設費用等は3億6,631万388円でしたが、よりよい照明環境の下でレースを行うため追加の工事を行い、最終的には5億1,577万9,888円となりました。続きまして⑥

ですが、実際の開催日数は想定以上に確保でき、加えて1日当たりの平均売上額、こちらも想定以上に伸ばすことができました。記載はしていませんが、令和3年度決算を例に取りますと、年間開催日数は60日で1日当たりの平均売上額は1億3,200万円となり、開催日数、売上額ともに当初見込みの倍になりました。おかげさまで、ありがたい結果となりました。一方で、委託料として、このまま売上額の3.6%を令和5年度まで支払続けると、総額で14億円強を支払う見込みになります。これは、実際の建設費用等と比較しても大きくかい離しており、本市としても現実的ではないと考えました。そこで、最後⑦ですが、一般財団法人オートレース振興協会と協議を重ね、当初契約を変更し、追加の照明設備費用も含めた建設費、そして消音マフラー、発電機保守などに係る経費の実費を負担することで合意し、委託契約を令和3年度末で終了することとしました。これにより、恐れ入りますが予算書にお戻りいただき、12節照明設備運用業務委託料を4億5,371万4,000円減額しています。ここで、合意の前段として、過年度において、一般財団法人オートレース振興協会から払戻率の可変化に伴うトータリゼータシステムの共有化とそれに関連したEスマート対応費などについて財政的に支援していただいた経緯があります。詳細は資料1の右下の表になります。こうした過年度における一般財団法人オートレース振興協会の御配慮によりまして、現在、累積債務も順調に解消していることに鑑みまして、今回この支援分を負担することにしました。これが、予算書18節下段のオートレース振興協会負担金1億7,757万円になります。これらは、双方が十分に協議した内容となります。ここで、これらの手法を取ることによる財政効果についてですが、資料1の右上の二つの表になります。当初契約のまま令和5年度まで委託料を払い続ける場合が、①の14億円強となります。一方、契約を変更し令和3年度で契約を終了した金額が②になります。変更契約による直接的な財政効果は「①－②」の③で、およそ8億8,900万円になります。また、過去の支援分の負担④がおよそ1億7,700万円になりますので、最終的な財政効果③－④は、およそ7億1,200万円となります。以上

が照明設備運用業務関連の御説明になります。ここで再度、予算書にお戻りいただき、上段の、24節積立金をお願いします。二つの基金を合わせて1億6,700万円増額しています。この金額が、この度の補正により生じた純利益になります。この積立てにより、今年度末の予算上の残高見込みは、上段の施設改善基金が1億3,056万2,000円、下段の財政調整基金が1億9,866万円になります。最後に3款1項1目予備費ですが、累積赤字の解消を加速させるために1,147万7,000円積み増しをして、補正後の額を6,000万円としています。予算上、この6,000万円が単年度収支となります。最後に、資料2の御説明に移りたいと存じます。こちらの資料は、今回の補正後の予算をその性質により大きく三つにグループ分けをし、それぞれの収支を仕分けた表になります。今回の補正により金額が変更となる項目は、表の左端にコメ印を付した箇所になります。2開催以外に係る収支では、上から浜松市借上げ開催に伴う施設貸付収入を減額しています。一番下の固有経費では、照明設備運用業務委託料を減額しましたので、固有経費は備考欄にあります職員人件費のみとなります。その上にある、オートレース振興協会負担金を新たに計上しています。その上にある二つの基金は、この度の補正予算で生じた剰余金を積み増ししています。続きまして、3重勝式に係る収支ですが、全ての項目が変更となっています。結果としまして、一番下の実質収支改善額(D+E)が大きく伸び7億5,606万1,000円となりました。補正予算の説明は、以上です。御審議のほど、よろしくをお願いします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。歳入から行きます。1、2ページ、よろしいですか。

中村博行委員 新商品が好評と言われましたけど、具体的にはどういうふうな数字が挙げられるか、分かれば教えてください。

大下公営競技事務所主幹 1月21日から二重勝式及び三重勝式の発売を開始

させていただきました。2月24日現在ですけども、44日間発売しまして、実質、約2億8,900万円の売上げが出ていますので、1日平均にしますと830万円程度ということで、この程度は効果が出ているということです。

恒松恵子委員 発売収入の減少が少額の投資になったということでしたが、理由が分かっているので、それに対する対策はあるんですか。特別になれば大丈夫です。聞くところを間違えましたか。

大下公営競技事務所主幹 これについては、今からも継続して二重勝式や三重勝式を中心に、当たる確率が高い商品を前面に出して、今から売上げを伸ばしていこうと考えています。以上です。

藤岡修美委員長 ほかに、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは総括の3、4ページ、歳入・歳出よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）5ページ、6ページの事業収入、財産収入は、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）7ページ、8ページの歳出。資料を使つての説明もありましたけれども、質問はありますか。

森山喜久委員 おはようございます。資料1の照明設備の関係、業務委託のところは、令和3年度で終了されたという話もあったんですけど、率直に、なぜ今回その話をされたのか教えてもらっていいですか。

桶谷公営競技事務所長 令和3年度末をもって、当初契約していた契約を満了とした理由ですが、このまま、当初の契約どおり令和5年度まで当初の契約の内容で履行していきますと、総額で14億円強の委託料を支払うことになります。それは、先ほど御説明したとおり、当初の建設費用等と比べても大きくかい離しておりますので、現実的ではないと判断いたしまして、このような選択をしました。

森山喜久委員 問い方が悪かったですね。要は、令和3年度で契約変更されたじゃないですか。例えば9月の決算議会とかそういったところで、こういうふうに修正して行って、払っていく方向性というのは、1年間掛かったのが今の時期になったのか、本当に9月か12月にさせなかったのかという質問です。

桶谷公営競技事務所長 この度、業界で初となります借上げ開催を計画しております。具体的には、浜松市のオートレースをここ山陽場においてミッドナイトレースで開催することを計画しており、実際、今年の2月に第1回目のレースを終了したところです。浜松市の借上げ開催を行うにあたりましては、ミッドナイトレースですので、照明設備の運用業務が出てまいります。これらを浜松市と契約を締結して、ミッドナイトレースを開催するわけですが、施設の貸付け収入、先ほど歳入で減額させていただきましたが、それらとセットになっておりますので、今日、補正予算として、上程させていただいたという経緯です。

森山喜久委員 そのときの委託契約、いろいろ書いています。維持管理と書かれていますが、結局、建設費の費用を払っていくという理解でよろしいですか。

大下公営競技事務所主幹 建設費分も含めて、前検日や開催日に、専門的な知識を持った業者をお願いしないと、発電機の運用などもできませんし、一番避けなければならないのが、例えば最悪の場合は、レース中に照明が消えたりするということになりますと、中止あるいは、長期間レースができないということがありますので、そういった保守管理や、ランニングコストも含めた全体の委託契約ということで契約させていただいたということです。

森山喜久委員 オートレース振興協会との契約は令和3年度までなんですよね。令和4年度からもそういった発電機の関係とか、保守的な部分とかをオ

オートレースの振興協会で行われたのか、包括民間委託で行われたのか、その辺はどうなんですか。

大下公営競技事務所主幹 令和4年度から株式会社JPFとの契約を更新した中で、ミッドナイトレースについても運用等々を包括の中に入れましたので、当然この照明設備の運用業務も、現在は、株式会社JPFにやっ  
ていただいているという状況です。

森山喜久委員 その段階のときには、もうオートレースの振興協会等の話はきちんと整っていたと理解してよろしいですか。

大下公営競技事務所主幹 そのときには、もうきちっと先方と協議させいただきまして、全て数字を確定させて、協議が整ったということです。

矢田松夫委員 委託料で、④についてこういうふうに書いてありますが、この売上金の3.6%というのは、本市だけの数字なのか、あるいはよそのレース場とも関連してくるのか。計算方法はここに書いてありますが、3.6%というこの数字については、本市独自なのか。

大下公営競技事務所主幹 この照明設備運用業務委託料については、あくまでも山陽小野田市が一般財団法人オートレース振興協会と結んだ契約に基づいたものですので、本市独自のものです。

中村博行委員 こういうふうに早めに気がつかれたというか、こういうふうに変更されたのは非常によかったなど。このままだったら相当なマイナスが生じたと思うんですけど、オートレースの売上げが結構伸び悩んでいた時期に、助けていただいたような形だと思うんですよね。その際に、これは一つの例だとして、ほかにそういうような事業というか、契約等々があるのかどうか。これだけじゃなしに、ほかにこういうことも生じる可能性があるというのであれば教えてほしいです。

大下公営競技事務所主幹 現在も二つの債務があります。一つは本債務、もう一つはリース料が残っています。これについても、もう何度も何度もオートレース振興協会に繰り延べしていただいていますので、そういった支援は、これだけではなかったというのは事実です。

中村博行委員 いや、そういう意味じゃなくて、改めて、こういう形で切替えて、戻していくとかいうことです。さっき言われたのは、令和7年ぐらいまでに均一化、平準化されたというような例はあるんだけど、こういう形で戻していくようなものがあるのかどうかということです。

桶谷公営競技事務所長 それにつきましては、ありません。

中岡英二副委員長 資料2の下の段なんですが、二つの債務の解消額が1億3,600万円と、かなりの額が解消されていますが、この二つの債務の令和4年度末の金額と、これが全て解消されるという予想年度を教えてくださいませんか。

大下公営競技事務所主幹 まず、一番上のリース料につきましては令和8年度いっぱいには、もう償還表が決まっていますので、完済します。肝腎な本債務については毎年確実に繰上充用額を減らしていますけども、これについては、今後の、例えばスタンド改修などの施設改修で幾らお金が要るのかといったことも関係してきます。なるべく早く解消したいと考えていますけれども、具体的に令和何年度というのは、今の現段階では何とも申し上げられないという段階です。

中村博行委員 契約を変えられて、収益保証が8億2,000万円ということと、もう一つ、包括的民間委託料も8億2,000万円、全く同じ数字になるような契約でしたか。

桶谷公営競技事務所長 令和4年度につきましては、新たなスキームでの包括契約の初年度となります。この金額が同じになったのは、たまたまです。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）資料を含めて、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第5号令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。それでは職員入替えのため、5分休憩します。

---

午前10時30分 休憩

---

---

午前10時36分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。引き続き、議案第3号令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について審査を行います。執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 議案第3号令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について説明します。事前にお配りしておりますA3横の令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）についてという参考資料のR4（3月補正）の欄も併せて御覧ください。なお、この資料は新年度予算の際にも見ていただくようになりますので、よろしくお願いたします。始めに、歳入について説明します。補正予算書の5ページ、6ページをお開きください。1款使用料及び手

数料、1項使用料、1目駐車場使用料、1節駐車場使用料604万円を増額補正し、補正後の額を1,564万4,000円とするものです。1節駐車場使用料は、通常使用の駐車場使用料を560万円増額補正し、定期駐車券使用料を40万円増額補正、プリペイドカード使用料を4万円増額補正しております。次に、歳出について説明します。2款予備費、1項予備費、1目予備費604万円の増額については、歳入の駐車場使用料604万円の増額に伴うものです。補正予算書2ページをお開きください。歳入、歳出ともに、補正前の3,431万5,000円に対し、604万円の増額補正となり、合計金額は4,035万5,000円となります。最後に、事前にお配りしております、A4縦の「厚狭駅南口駐車場の利用状況について」という資料を御覧ください。令和5年1月末までの10か月の実績ですが、駐車枠190台に対する稼働率は48%、駐車場使用料は1,284万580円となっております。駐車場使用料については、令和3年度と比較しまして、対前年度比で136.3%となっております。コロナの影響がありまして、一時期は随分落ち込みましたが、少しずつではありますが回復基調にあります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑に移りたいと思います。補正予算書の1ページ、2ページについてです。

森山喜久委員 最後に説明のあった厚狭駅南口駐車場の利用状況についてですが、利用台数は令和3年度に比べて、若干減っていますよね。その一方で、駐車料金の収入はかなり増えています。先ほど言われたように36.3%増となりますが、この辺をどのように分析されているか教えてもらっていいですか。

一力都市計画課都市整備係主任技師 稼働率のお話で令和3年度に比べて、令和4年度は少し落ち込んだということですがけれども、これは厚狭駅を起点として、旅行等による長期的な利用が増えたことによって、利用料金

が増えたものと考えております。

森山喜久委員 では、その傾向は今後も続いていく見込みという理解でよろしいですか。

一力都市計画課都市整備係主任技師 これにつきましては、今後の社会情勢にもよると思いますけれども、一般の方々が多く旅行できるような環境が整いましたら、稼働率についても上がっていくものと推察しております。

中岡英二副委員長 今、言われた内容の関連なのですが、こうやって見ると令和2年、令和3年、令和4年と料金合計が増え続けていますが、やはり肝腎なのは、令和元年のコロナ禍前の数字にいかに近づけるかだと思うんです。令和4年度は令和元年に比べてどれぐらいの成長率ですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 コロナ禍前は駐車場使用料につきましては、約2,200万円程度ありました。それに対して、これはまだ10か月の数字ですので、1,284万円相当となっておりますが、おおよそ半分より少し戻ってきたかなというぐらいの数字となっております。

中岡英二副委員長 できればこういう利用状況というのは、コロナ禍前の数字も、やはり掲載すべきではないかなと思いますので、その辺の御配慮をお願いします。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。資料を含めて、歳入、歳出でありますか。

森山喜久委員 収入は増えた形になりますが、支出する分としてゲートとか管理システムの関係とかで、大きな修繕は特に今のところないという理解でいいですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今たちまち、抱えております大きな修繕はありません。

森山喜久委員 今回の収入は、ほぼ予備費に持っていくしかないという理解でいいですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 おっしゃるとおりです。

恒松恵子委員 先日、インボイスの対応は準備中と伺いました。あとまた新硬貨が使えないとか、新紙幣とか、今後、新硬貨とか新紙幣に変更の際に機械の対応が必要と思います。これは急ぐ必要があると思うんですけど、機械のリース料に含まれているのか、それともこちらが負担するのか教えてください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 現在の精算機などの機械のリースにつきましては、令和6年度の半ばまであります。新紙幣の発行については、当然今は対応しておりませんが、それが新紙幣の発行が確定しまして、現在のリースの中で有料にて対応するのかどうかというのは、今後、請負業者との協議になると思いますので、今の段階でははっきり申し上げられません。

恒松恵子委員 新硬貨の対応がまだと聞いておりますけれども、これはもう急ぐ必要があると思うんですが、状況はいかがでしょうか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 新500円硬貨への対応については、既に実施しております。

矢田松夫委員 収入が増えたのはいいんですけど、比率の中でどうしても避けられないというか、そのもの以外に押さえられる支出はあるんですか。これを見てもみますと、大体コロナ禍においても、同じような金額を払わ

なければいけないと。結局、収入と支出のバランスが崩れて、収入がないのに、定期的に出すものがあれば、結局収入減に更に追い打ちをかけることになるわけです。ですから、今後も含めて、支出のどの部分をどのように抑えていくのか、お答えできますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 皆様にお配りしておりますA3横の参考資料のところを見ていただくとお分かりのように、使用料及び賃借料、先ほど言いましたゲート管理システムのリース料が非常に大きなウエートを占めております。先ほど申しましたが、これにつきましては令和6年度の半ばで終わりますので、これがほとんどなくなっていくという考え方になりまして、逆に残りにつきましては、経常的な予算になっておりますので、そこで経費のバランスはある程度取れてくるのかなと思っております。

矢田松夫委員 細かい話になるけど、今、ゲートの関係は、確かに金額が大きいんですけど、全体的な支出を見ると、需用費なんかも抑えられるところは抑えられると思うんですよ。これを含めてどのようにされるのか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 需用費の内訳で申しますと、消耗品費と光熱水費はほぼ固定かなと思っております。修繕につきましては、140万円ほど、実際には予算計上しておりますが、小さな修繕はありますが、ここ数年、これだけ使うことはない状況となっておりますので、この修繕費は大分抑えていくことができるんじゃないかと思っております。

矢田松夫委員 役務費はどうなんですか。次の下の役務費は。例えばNTTの電話料金とかがだんだん増えています。

高橋建設部次長兼都市計画課長 役務費についても、おっしゃるとおり電話の料金については少し増えておりますが、なかなかここは努力のしづらいところであると考えております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第3号令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。ここで職員入替えのため、10分休憩します。

---

午前10時49分 休憩

---

---

午前10時59分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。引き続き、議案第7号令和4年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第2回）について審査を行います。執行部の説明を求めます。

今本水道事業管理者 それでは、議案第7号令和4年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第2回）の概要について御説明します。今回の補正は、収入面では主に給水収益、支出面では建設改良費、そのほか諸経費について、決算を見込み、調整しております。補正予算書1ページから説明します。第2条は、業務の予定量について年間有収水量等を補正しております。第3条の収益的収入であります。給水収益は、今年度途中までの実績を基に再度推計し、有収水量とともに上方修正しております。収入合計は15億1,022万8,000円となり976万1,000円の増額補正となっております。支出につきましては、人件費をはじめ、そのほかの費目についても決算見込みに応じ減額し、支出合計は14億

1, 535万円となり、512万8,000円の減額補正となっております。この結果、税処理後の当年度純利益は、5,026万6,000円の見込みとなっております。次に、補正予算書2ページの第4条資本的収入及び支出について御説明します。建設改良工事等の原資となる資本的収入につきましては、合計で3億6,836万5,000円となっております。主に企業債を減額としたことで2,879万9,000円の減額補正となっております。資本的支出につきましては、建設改良費において、工事の延期や入札減等により減額しており、支出総額は9億4,381万5,000円となっております。これら資本的収入・支出に前年度繰越工事の財源及び事業費を加え、生じた差引不足額については、第4条本文のとおり、損益勘定留保資金等に加え、積立金を1億5,831万6,000円取り崩して補填する予定としております。第5条は、起債の限度額を補正しております。補正予算書3ページに移りまして、第6条は、流用禁止経費として職員給与費の減額補正を明記しております。第7条は、一般会計補助金の補正となっております。そのほか詳細につきましては、副局長から説明させますので、よろしく申し上げます。

伊藤水道局副局長兼総務課長 それでは、既決予算との増減比較で御説明します。まず、補正予算書17ページを御覧ください。また、資料としてお配りしていますA4資料の1ページを並べて御参照ください。収益的収入における「給水収益」につきましては、以前から減少傾向が継続していたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初推計時においては、かなり厳しめに見込んでおりました。しかしながら、今年度における9か月間の実績から、上方修正をしております。当初、前年度決算見込みに対し、口径20ミリメートル以外のものにおいて減少となるよう見込んでいましたが、100ミリメートル、150ミリメートルといった大口径において期中実績が前年度を上回る増収となっていることや、他の口径においても一部減少幅が予想より小さくなったものがあったことで、給水収益全体として当初予定から増額となっております。しかし、これはあくまで当初予算からの上方修正であり、前年度決算値

と比較しますと、給水収益及び有収水量ともに減少となる見込みとなっております。令和3年度決算値と比較しますと、補正後の給水収益は98.8%となり、税抜きで1,500万円余りの減収見込みとなっております。有収水量につきましても、前年度決算値から10万5,000立方メートル近く減少する見込みとなっております、今後も減少傾向は継続するものと予想しております。次に、補正予算書の給水収益の下にあります「受託工事収入」が減となっております。これは予定していました下水道工事に伴う給水管の移設工事費が減額となったため、それに伴う収入も同様に減額となったものです。また、その他営業収益中の「他会計負担金」が減額となっておりますが、こちらにつきましても予定していました下水道工事に伴う支障配水管の部分移設工事が不要となった為、それに伴う負担金収入が皆減となっております。これらの結果、収入合計は15億1,022万8,000円となり、既決予定額から976万1,000円の増額補正となっております。続きまして、支出についてですが、これにつきましては、A4の資料を御覧ください。支出の性質ごとにまとめておりますので、こちらの資料に沿って御説明いたします。支出合計は14億1,535万円となっております、既決予定額から512万8,000円の減額補正としております。資料の太枠右側の欄、補正額にありますように、人件費、修繕費、薬品費等を中心に、今年度中途までの実績値等を参考に、減額しております。まず、「人件費」につきましては、総額で減額補正となっておりますが、主に法定福利費と手当（時間外手当）が減額となっております。人件費についての詳細は、補正予算書11ページ以降、給与費明細書に載せております。後ほどお読み取りください。次に、「修繕費」につきましては、先ほど収入の部で触れました下水道工事に伴う配水管の部分移設工事がなくなったことにより、減額補正としております。そして「薬品費」につきましては、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウムいずれにおいても、購入単価の入札減により減額となっております。一方、増額となった費目としまして、下から2番目「消費税」があります。先ほど支出の部において申し上げました費目を中心に、後ほど御説明します資本的支出においても減額となっているこ

とから、控除対象となる仮払消費税が減少しております。さらに、収入の部における給水収益の増額に伴い、仮受消費税が増えたことにより、消費税納付額は増額しております。税処理後の損益につきましては、補正予算書14ページの損益計算書を御覧ください。損益計算書の下から4行目、当年度純利益は5,026万6,000円を予定しております。なお、下から2行目の、その他未処分利益剰余金変動額1億5,831万6,000円は、後ほど御説明します資本的収支不足額の補填に使用する積立金取崩額の再掲額となっておりますので、ここでキャッシュは発生していません。続いて、資本的収入及び支出について御説明します。補正予算書22ページを御覧ください。支出の部から御説明します。資本的支出のうち建設改良費につきましては、鴨庄浄水場における取水口改良関連事業において、当初、浄水場施設費として2,860万円を計上してはりましたが、執行費目を改め、取水施設費とし、併せて増額したことで、取水施設費に3,279万3,000円を計上しております。そのほか浄水場施設費につきましては、高天原浄水場における無停電電源装置更新工事において、更新する装置の性能を見直し、スペックダウンしたことで1,150万円ほど減額となっております。なお、この更新工事は工業用水道会計との案分で執行しており、工水においても同様に減額となっております。次に、22ページ中ほどにあります配水施設費につきましては、工事の延期や内容変更、入札減等を理由に2,898万4,000円の減額となっております。管路工事の件数につきましては、中止となった工事もございましたが、代替工事を行うことで、当初予定と同数の21件の管路工事となる見込みです。これらの建設改良費に企業債償還金等を加え、支出総額は9億4,381万5,000円となり、既決予定額から3,680万2,000円の減額となっております。補正予算書21ページを御覧ください。資本的収支における収入の部になります。建設投資の財源となります資本的収入は、総額3億6,836万5,000円となり、既決予定額から2,879万9,000円の減となっております。資本的収入が減少となった主な理由としましては、借入対象工事の延期及び工事内容変更等に伴う事業費の減が要因となり、

結果として新規の企業債借入が減となる見込みによるものです。ここでA4資料の2、資本的収入及び支出を御覧ください。収入・支出の欄の下に括弧書きで前年度繰越事業に係る収入・支出額を掲載しております。こちらにつきましては、繰越工事は既に完了し、その財源としての企業債借入れも終えております。これらの額を先ほど御説明しました資本的収入及び支出額に加えると、収入に対し不足する額が、資金不足額の欄にお示ししておりますとおり6億804万8,000円となります。差引き不足額に対する補填財源は、表の外側に記載しているとおり、損益勘定留保資金等に加え、建設改良積立金を1億5,831万6,000円取り崩して補填することとしています。ただいま申し上げました補填財源の説明につきましては、補正予算書2ページ第4条本文に記載しておりますので、後ほど御覧ください。補正予算書10ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。3の財務活動において、新規で3億7,450万円を企業債で資金調達しながらも、下から3行目の資金増加額では会計外に現金が1億792万円余り流出する予定となっております。ただし、これには未収金、未払金、引当金等の増減が加味されておりますので、これらを除けば一年間の事業活動を通じて、実質的には1億805万円が会計外に流出することになります。次に、補正予算書15、16ページを御覧ください。貸借対照表になります。右側のページ、資本の部7項(2)の利益剰余金合計は、8億9,129万8,000円ですが、このうち当年度未処分利益剰余金には、注⑥の表記のとおり現金の裏付けのない利益、1億5,831万6,000円が含まれております。これを除いた額が内部留保資金となりますが、その額は7億3,298万2,000円となっております。先ほどのキャッシュ・フローの説明のとおり前年度決算から1億805万円減少します。企業債残高につきましては、A4資料の一番下に掲載しております。補正予算書では16ページの負債の部を御覧ください。未償還残高は、固定負債企業債と流動負債企業債の合算となりますが、前年度決算から26万8,000円減少し、47億3,841万8,000円となっております。以上、簡単ではありますが、水道事業補正予算の説明とさせていた

できます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑に入りたいと思います。補正予算書のページに沿って質問してまいりたいと思います。

中村博行委員 有収率について変動等がありますか。どのぐらいの数字になっていますか。

渡邊水道局総務課主査兼総務班長 補正予算につきましては、有収率85.36%を設定しております。こちらにつきましては、令和3年度決算における有収率を設定しております。

中村博行委員 決算書はそうですけど、これが良くなったのか、悪くなったのか。推移といたしますか、ここ数年と比べてどうなのかを知りたいんです。

今本水道事業管理者 有収率の推移ということですが、平成28年度から具体的に申し上げたほうが分かりやすいので、申し上げたいと思います。大体85%から86%で推移しております。平成28年度が86.53%、平成29年度が86.58%、平成30年度が85.89%、令和元年度が85.47%、令和2年度が86.28%、令和3年度が85.36%となっております。

森山喜久委員 先ほど口径の話があったと思うんですけど、100ミリメートル、150ミリメートルが増収という話でよかったですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 先ほども説明させていただきましたが、当初厳し目に見込んでおりました。しかしながら、思っていた以上に大口径である100ミリメートル、150ミリメートルは使用量が多かったということで御理解いただければと思います。

森山喜久委員 100ミリメートル、150ミリメートルというのは、企業と  
いうか、店舗的な部分なんですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 企業です。

森山喜久委員 企業の活動も一定程度増えてきたかなと感じ取れる感じですか。  
それともまだまだ予断を許さないという感じですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 楽観視はできません。あくまでも当初予算をち  
よっと厳し目に予算化していたものが、思ったよりは増えたということ  
で、令和3年度の決算に比べると余り良いとは言えないと思います。こ  
れも令和4年度決算をしないとはっきりは申し上げられませんが、予算  
よりは増えたと御理解いただければと思います。

中岡英二副委員長 先ほど有収率の推移を言われましたが、これが85. 何ぼ  
というのは、原因は漏水とかメーターの不具合とかあると思うんですが、  
これを大幅に改善するという事は難しいんでしょうか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 有収率を改善する一番の方法としましては、漏  
水をなくすことになります。となりますと、配水管と給水管をいかに更  
新していくかということになるろうかと思えます。管が老朽化すると漏水  
する確率も高くなりますので、それを更新することによって有収率を上  
げていくということしかもうないかなと思っております。

中村博行委員 ちょっと関連するかもしれませんが、ここ最近非常に寒か  
ったということで、管の破裂とかいったことについて、何か話せること  
があったらお願いします。

伊東水道局次長兼施設維持課長 修繕の件数的には、12月の時点で調定して  
支払ったもので比較をしてみると、昨年度よりは若干減っておるんです

けど、寒い時期というのは、どうしても漏水が多くなる傾向があります。先日も大きな600ミリメートルの管から漏れるという事故があり、今から3月までは若干修繕費が上がってくるのかなという感じです。

(聴取不能)

伊藤水道局副局長兼総務課長 ちょっと付け加えさせていただきます。今回、1月の寒波につきましては、かなりの漏水がありました。2月13日に把握している件数としましては469件です。これは最終的なものではありませんが、2月13日時点での数字ということで御理解いただければと思います。やはり寒波とかがありますと、老朽化している管につきましては、漏水とかの確率が高くなると思います。

森山喜久委員 寒波対策でチラシとかを家で見させてもらったんですけど、あれは基本的に全家庭にポスティングされたんですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 委託している検針員に、各家庭に配布していただいております。2か月に一遍ですので、11、12月の2か月にチラシを配布しております。

恒松恵子委員 水道管破裂についての話題が出ました。例えば、敷地内は自分で直すとか、いろいろ定義があろうと思いますが、改めて教えてください。

伊藤水道局副局長兼総務課長 これにつきまして、基本的には基準をいろいろと設けていますので、それをこまごまと説明するのはなかなか難しいです。基本料金内でいつも済ませている方については、それを基準としております。幾ら多く出ても、そういうところを基準にするとしております。とにかく多く出ている方の救済をというところで、今年度は考えており、また、通常の漏水と同じように、漏水した分の半額は水道局で対応するのも基準になろうかと思っております。

恒松恵子委員 水道管の修繕についても教えてください。

伊藤水道局副局長兼総務課長 修繕につきましては、基本的に給水管は個人の持ち物になりますので、個人でしていただくことになります。ただ、仮の修繕とかは、今回職員が出て対応しております。漏水をそのままにしておきますと、水道局にとってもメリットがありませんし、また、使用者にとっても不利益になりますので、職員が行って水を止める作業については、やっております。最終的な修繕とかにつきましては、業者にさせていただくというような体制になっておりまして、支払については、使用者にさせていただいております。

今本水道事業管理者 付け加えますけど、給水管といっても、何が給水管か分からないので、簡単に言いますと、家にメーターが付いていますよね。メーターが付いている自分の家の側が基本的には個人の給水管になりますので、修繕の場合は個人負担になるということになります。厳密に言って違うことがあるんですけども、基本的にはメーターより自分の家のほうについては、全部自己負担ということでお考えいただければと思います。

藤岡修美委員長 大変分かりやすい説明です。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）3ページはいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）7ページ、8ページ、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）9ページ、資本的収入及び支出は、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）10ページのキャッシュ・フロー計算書は、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）11、12ページです。

森山喜久委員 人件費が減になっている中で、先ほど説明の中で法定福利費等が減ったという話の分で、その中で時間外勤務手当も結構減っていますよね。これは、現在皆さん方にきちんと支払われている中で、3月の決

算の見込みを含めて、これだけ落としても大丈夫ということですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 そのとおりです。今までの実績を踏まえて、それプラス3月までのということ計算して出した数字です。

森山喜久委員 先ほどあったように、漏水とかあったときに職員が行かれて、対応されている話もあって、そういう手当てとかは、きちんと確保していただきたいと思いますので、これからもお願いします。要望です。

藤岡修美委員長 ほかに質疑は、大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
13ページは、いいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）14ページの  
予定損益計算書は、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）15、16  
ページの予定貸借対照表は、よろしいですか。

中村博行委員 自己資金というか、1億800万円ぐらい減っているわけですよ。それに対して企業債も若干減っているんですけども、こういう厳しい状況にあって、建設費等を削っていかないといけないということから、そうなるんじゃないかと思うんです。そういう意味で7億3,200万円ぐらいのが、枯渇してしまっただけじゃないので、その対応として、これは予算でやったほうがいいかもしれませんが、いろいろお考えがあるんじゃないかと思うんです。今後の対策というか、これにどう対処していくかということになるろうかと思うんですけども、それについて、宇部市との統合の話もあるし、料金改定も視野にあるんじゃないかと思います。そういった見通しというものの、これは予算でやったほうがいいかなと思うんですけども、ここで言える範囲であれば、話していただきたいと思います。

今本水道事業管理者 今おっしゃられるように内部留保資金が、今回7億3,000万円程度になるだろうという見込みでおります。この七、八年間ずっと見ていますと、平成27年度が9億円ありまして、その後、

8億3,000万円、8億8,000万円、7億5,000万円、7億7,000万円、7億8,000万円、8億4,000万円で、今回7億円何ぼということです。結構、我慢しながらためているなというのはあるんですけども、やはり工事の量が追いついてこない。また、この2年に1億円ぐらいのキャッシュアウトが出ていると。今回も1億円ぐらい減るだろうという見込みですけども、このまま行くと非常に厳しいです。といっても、工事のほうも、先ほどの有収率とか老朽化の関係から、これは後世に残すことになりますので、更新は絶対しなきゃいけない。そうすると、考えられるのは、広域をやっていましたが、料金改定を視野に入れて進めないと、工事のほうを追いついてこないということになります。その辺は、近々のうちに対応を考えていきたいと考えております。これがいつになるかというのは、ここでは申し上げられませんけども、そういう考えを持って段取りを進めているというところではあります。

矢田松夫委員 15ページの未収金のなんですけど、特に①、②、一番下に書いてありますように不納欠損の対応というか、どうされるのか。これは予算にも関連するんですけど、例えば、使用料というか、市営住宅とかと抱き合わせで、未収金等を催促するとか、そういう一般家庭とそういった公営住宅における入居者の未収金とか、そういう分析をされているのか。もしそういった未収金があれば、そういったところとタイアップして増収を図っていくとか、そういう考えはないのか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 まず未収金につきまして、ここに出ておられるのが1億6,600万円という数字が出ておられますが、これは3月の調定分があるのでこれだけ多いと御理解いただきたいと思います。うちの収納率につきましては99.97%で、うちの職員の努力によりまして、ほぼ回収しているという状況です。それでも、例えば倒産とか、自己破産とか、そういう方のものについては、どうしても回収が難しいですので、それについての回収ができないというところで、これ以上ちょっと

上げるというのもなかなか難しいかなと思っております。ただ、ほかの方との平等性もありますので、できるだけ回収は、これからも職員が努力してやっていきたいと考えております。

藤岡修美委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）17、18ページの収益的収支明細書、収入支出は、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）19、20ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）21、22ページ。鴨庄取水口改良が費目変更になりましたよね。先ほど説明があったと思うんですけども、改良事業と整備事業の違いを説明してもらえますか。費目を変えられた意味です。

伊藤水道局副局長兼総務課長 当初、鴨庄浄水場のところのという意味合いを持たせまして、浄水場施設という費目にしていたんですが、あくまでも取水口、川のところだということで、費目を変更したと御理解いただければと思います。

藤岡修美委員長 取水施設と浄水場施設の違いがあったということですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 当初、鴨庄浄水場のところのという意味合いを持たせまして、浄水場施設というところでその費目にしていたんですが、あくまでも取水口、川のところだということで、費目を変更したというふうに、名前が変わったと言ったらちょっとおかしいですけど、そう御理解いただければと思います。

藤岡修美委員長 それと配水施設費で、配水施設改良事業費で、県道関係の工事延期ということで減額されています。これの中身を教えてくださいませんか。なぜ減ったのか。

江本水道局工事管理課長 どの場所かということですか。

藤岡修美委員長 それと中身です。

江本水道局工事管理課長 場所につきましては、埴生地区の山陽道付近で県がバイパスの下の県道拡幅工事を予定しておりますが、その関連で水道管を、うちの基幹管路になりますんで、耐震化も兼ねて、移設改良をするという予定でありました。当初の県との打合せにつきましては、延長が600メートル程度、令和4年度で道路の形ができるということで、今年度に予定をしておりましたけども、具体的分かりませんが、県の工事が進まないということで、半分につきましては、延期せざるを得ないということで、1、2工区のうちの1工区だけを令和4年度に施工するという状況に変更いたしました。

藤岡修美委員長 分かりました。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり） 質疑なしと認めます。討論はありますか。（「あ、委員長」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 これとはちょっとあれだけでも、いいですかね。

藤岡修美委員長 はい、いいですよ。

中島好人委員 先ほどの見通し等の中で、広域がなくなって、料金改定も視野に入れなきゃいけないというような回答がありました。前回、説明は少しありましたが、広域の関係が今ちょっと見直されると。その理由については、広瀬の浄水場の故障等と言われたと思いますけれども、もう少しその辺の状況について、現状でどうなっているのか、今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

今本水道事業管理者 先般の委員会での説明の繰り返しになるところもあるかと思いますが、広瀬と中山の浄水場、これは宇部市の浄水場で、それから山陽小野田市の高天原浄水場、厚東川水系にこれら三つの浄水場

があります。広域の最大の財政的なメリットを出そうということで、この三つの浄水場を広瀬浄水場の1か所にしようということで話を進めておりました。ところが、広瀬浄水場で山陽小野田市と宇部市の取水する水量が、広瀬浄水場では確保ができない。これは広瀬浄水場に厚東川のダムから管を通して、せきがあって、そこで水を分配するんですけども、その構造上、今以上の量を望めないということが県からの指摘があり、私どもも説明を受けて、これは難しいと理解しました。これを解決するためには、新たに導水管を引かなければいけない。これには数十億円の費用が掛かることも明らかになっております。広域の財政メリットを出すために経費の節減ということでやっておったんですが、これをすると、数十億円の費用が掛かるということで、これは今難しいなということで、協議が中断しています。これをどうするかということについては、また正式に検討委員会、宇部市と山陽小野田市で検討委員会を開いて、最終報告というか決定するわけですが、現在管理者同士で協議をしたところ、かなり難しいですねということになっておりまして、近々検討委員会を開いて、方向性を出し、その方向性に基づいて、新たな広域の在り方を検討していこうではないかということにしております。

藤岡修美委員長 中島委員よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑をこれで終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第7号令和4年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第2回）について採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。引き続き、議案第8号令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第2回）について、執行部の説明を求めます。

今本水道事業管理者 それでは、議案第8号令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第2回）の概要について御説明します。補正予算書では23ページ以降となります。今回の補正は、建設改良事業の予定量を改めるとともに、諸経費について決算を見込み、調整しております。第3条収益的支出であります。総額を2億5,408万3,000円とし、83万4,000円の増額補正をしております。増額となった主な費目としましては、消費税、人件費等となっております。決算見込みに応じ増額となっております。この結果、税処理後の当年度純利益は、3,121万5,000円の見込みとなっております。第4条の資本的支出についてですが、建設改良費を1,194万4,000円減額し、総額2,798万5,000円としております。差引収支不足額については、第4条本文のとおり損益勘定留保資金等に加え、積立金を1,950万4,000円取り崩して補填する予定としております。補正予算書24ページに移りまして、第5条は、流用禁止経費として、職員給与費の増額補正を明記しております。なお、詳細につきましては、副局長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

伊藤水道局副局長兼総務課長 それでは、既決予算との増減比較で御説明します。まず、補正予算書35ページとお配りしておりますA4の資料2ページを御覧ください。収入につきましては、今回補正はなく当初予算額2億8,475万2,000円が決算見込みとなっております。収益的支出につきましては、先ほど管理者からの説明にもありましたように83万4,000円の増額補正となっております。資料の太枠右側の欄、補正額にありますように、増額となった主だった費目として「人件費」、「負担金」、「消費税」となっております。まず「人件費」につきましては、上水道との会計間異動等に伴い、諸手当が増額となったことにより人件費を増額しております。人件費についての詳細は補正予算書30、31ページの給与費明細書に掲載しております。後ほどお読み取りください。次に「負担金」につきましては、県企業局の厚東川ダム関連事業費の増加に伴い増額となっております。また、「消費税」についてです

が、収益的支出および資本的支出における課税支出の減額により控除対象となる仮払消費税が減となったことで納付消費税が増えるため増額補正としております。一方、減額となった費目として、資料内訳の中ほどに掲載しております修繕費があり、153万9,000円を減額しております。これは当初、インバータ出力盤接触器取替を予定していましたが、半導体不足等の影響により年度内に機器を取得できないことから、一旦執行を見送ったため減額となっております。そのほか、「受水費」につきましては、今年度における実績を基に調整し減額しており、「その他」につきましては、「用地管理費」、「賃借料」を減額しております。これらは全て課税支出でありますので、先ほどの消費税における控除額が減少することになります。以上により、支出合計は2億5,408万3,000円となり、既決予定額から83万4,000円の増額となっております。税処理後の損益は補正予算書32ページの損益計算書を御覧ください。下から4行目、当年度純利益は3,121万5,000円を予定しております。なお、支出予算が増額となり、当年度純利益が増額となっていることにつきましては、収支計算に影響のない消費税予算が増えているためです。続きまして、資本的収支について御説明します。補正予算書最後のページとなります37ページを御覧ください。資本的収支につきましては、当初から収入予定はなく、支出のみとなっております。支出につきましては、支出総額2,798万5,000円となっており、建設改良費を1,194万4,000円減額しております。減額となった主な理由としましては、上水会計の説明の際にも触れましたが、高天原浄水場の無停電電源装置更新工事において、更新する装置の性能を見直したことにより、1,150万円ほど減額となったことが要因となっております。ここでA4資料の2、資本的収入及び支出を御覧ください。資本的収入がないため、資本的支出の額2,798万5,000円が資金不足額となっております。この不足額に対する補填財源は、表の外側に記載しておりますが、損益勘定留保資金等に加え、減債積立金を1,950万4,000円取り崩して補填することとしております。ただいま申し上げました補填財源の説明につきましては、補正

予算書23ページの第4条本文に記載しておりますので、後ほど御覧ください。ここで補正予算書29ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。下から3行目の資金増減額では、新たに4,492万1,000円の資金が増える予定となっております。未収金、未払金、引当金等の影響による増減を除いた場合においても、一年間の事業活動を通じ、実質的に2,791万3,000円のキャッシュの増加となる見込みとなっております。次に、補正予算書33,34ページを御覧ください。貸借対照表になります。右側のページ、資本の部、7項(2)の利益剰余金合計は、8億2,611万1,000円ですが、このうち当年度未処分利益剰余金には、注③の表記のとおり現金の裏づけのない利益、330万2,000円が含まれております。これを除いた額が内部留保資金となりますが、その額は8億2,280万9,000円となっております。先ほどのキャッシュ・フローの説明のとおり、前年度決算から2,791万3,000円増加します。企業債残高につきましては、A4資料の一番下に掲載しております。補正予算書では同じく34ページの負債の部を御覧ください。未償還残高は、固定負債企業債と流動負債企業債の合算となりますが、工業用水道事業会計にける企業債は平成19年度以降借入れを行わず、償還のみを行っておりますので、順調に減少し、期末残高は7,311万1,000円となっております。以上、簡単ではありますが、工業用水道の補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。補正予算書23、24ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）27、28ページの収益的収入及び支出はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）29ページの予定キャッシュ・フロー計算書はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）30、31ページの給料費明細はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）32ページの予定損益計算書はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）33、34ページの予定貸借対照表はよろしいですか。

中島好人委員 先ほど説明の中で内部留保が8億円でしたけども、この間の推移はどういう状況になっているのでしょうか。

今本水道事業管理者 工水の関係は、この何年間かずっと内部留保が増えているということになっています。平成27年度が5億6,300万円、平成28年度が5億5,600万円、平成29年度が5億7,600万円、平成30年が5億9,700万円、令和元年度が6億7,000万円、令和2年度が7億2,000万円、令和3年度が7億9,400万円、この度の見込みでは8億2,200万円ということで、順調にこちらのほうは増えている状況にあります。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）35、36ページの収益的収支明細書はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）37ページの資本的収支明細書はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）資料を含めて、質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第8号令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第2回）について採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。ここで休憩を取りたいと思います。暫時休憩します。

---

午前11時56分 休憩

---

---

午後3時44分 再開

---

藤岡修美委員長　それでは産業建設常任委員会を再開いたします。審査内容の5番です。住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書につきまして、先日、要望者をお呼びしまして、要望書に関する説明を伺いました。市長にも同じ要請書を出されているということで、本日は、執行部の要請書に対する考えの報告を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。たくさん資料用意されておりますけども、執行部の説明がありましたらお願いします。

白井建築住宅課長　お手元に配付しました資料について説明をさせていただきます。1ページから7ページまでは、住宅リフォーム資金助成事業に係る実施要綱です。別表も付いております。8ページが平成21年から実施しております事業の実績です。9ページから18ページまでは、令和4年度と令和3年度の申請者と施工業者それぞれにアンケートを実施しておりますので、集計がまとまっておりますので、そのアンケート結果です。続きまして19、20ページにつきましては、総務省の経済波及効果を簡易的に算出するツールがございますので、それに基づいて経済波及効果が幾らになったかということの資料です。最後に21、22ページは国が出している資料で、21ページが国交省の住宅局が令和5年度予算の資料として出したものです。22ページは、昨年に出ていた資料です。この度、出されました要請書につきましては、主なところは、2021年度から継続して制度を創設していると。地域住民の住宅の質の向上にもつながっているので、続けてほしいということです。2年前とか3年前に言われていたような条例化や予算の増額といったところには触れていません。令和5年度予算がこれから審議されるかと思うんですけども、今年度と同額で計上しているところです。説明は以上です。

藤岡修美委員長　執行部から要請書に対する考えの報告がありましたけども、ここで委員の質疑を求めたいと思います。

中島好人委員　請願者との要望は、継続してほしいということで、その要望に

は応えて同額で出そうとこういう話なんですけども、要するに額の増額がないからしないということなのか。市としての考えとして、要望はそうだけでも、状況として額の増額というのも、上乘せしてやろうかというふうにはならなかったわけですね。

臼井建築住宅課長 資料の10ページを御覧いただきたいと思います。令和4年度の申請者に係るアンケート結果で、(6)助成額についてというのがございます。ここは、満足、やや満足、普通といったところで64%、3分の2の方がこの額でいいというふうにおっしゃっています。施工業者からも出ております。これは12ページを御覧ください。同じく(6)で、満足、やや満足、普通といった回答で61%といった状況にございまして、今取り立てて増額しなくてはいけないということにはならないと考えております。また、これは単独市費における補助金ですので、財政事情に応じて、地方自治体によって財政力が違います。その実態に応じて一定程度、差が生まれることも致し方ないかと判断しております。

中島好人委員 詳しく見ていないんですけども、業者支援と併せて、注文していくところの家族も助かるし、ある意味波及効果、先ほど波及効果を国が示したのもありましたけども、そういう波及効果の観点から見て、どういう判断をされているのかという点についてお尋ねします。

臼井建築住宅課長 資料の8ページを御覧いただければと思います。今年度、ほぼ満額の1,000万円に対する内示額の決定をしたんですが、2月に入っても実際に工事ができなかった、補助金の申請を取り下げたいということがございましたので、今、決定している助成金額が983万円です。これに対する税抜の工事額が1億7,100万円ということで、これがいわゆる直接効果額ということになろうと思います。資料の19ページ、20ページをお開きいただければと思うんですけど、この工事が実施された1億7,102万2,000円で、これを新規需要額と捉えた場合は、経済波及効果は、端数が抜けておりますけど3億1,400万円

ということになりますので、これは経済波及効果が実は非常に高いと思っ  
てはいるんですけど、資料の9ページを御覧いただければと思います。  
9ページの(2)リフォームのきっかけというのがございまして、1番  
のもともと予定があったといった方が7割近くに達しております。この  
全てを新規需要額と捉えて、3億余りの経済効果があったというのは、  
ちょっと言い過ぎかなとも考えております。

恒松恵子委員 申請者のアンケート結果については、申請のあった団体には見  
せていらっしゃるんですか。アンケート結果について報告はされていな  
いんですか。例えば、顧客からもともと予定があったとか、アンケート  
結果を申請のあった建設山口には見せられていないんですか。

臼井建築住宅課長 建設山口に見せたということはございません。

恒松恵子委員 申請でアンケートの回収率が107枚とのことで、申請の全員  
ではないんだなと認識したんですが、たくさんアンケートの声を頂くた  
めに何か工夫はされていないんですか。

山本建築住宅課建築係長 このアンケートは、工事が完了したときに請求書を  
頂くと思うんですけど、完了したときにこちらから通知します。そのと  
きの通知の中にアンケートを入れまして、請求書と一緒に頂くようにし  
ております。その便で頂いていますので回収できるものと考えています。

藤岡修美委員長 回収率は100%と考えていいですか。(発言する者あり)

森山喜久委員 基本的なことを教えてもらっていいですか。これは2年続けて  
はできなかったということによろしいんですか。

臼井建築住宅課長 おっしゃるとおりです。

森山喜久委員 1年明けたら、また同じリフォームの形でやることはできると。

臼井建築住宅課長 おっしゃるとおりです。

森山喜久委員 1年おきにはできるということで、続けてやることができないのは、何か理由があるんですか。

臼井建築住宅課長 補助金ですので、自治法の規定上、公益上必要がある場合のみというのが一つの要件です。補助金として支出する上で、公平性であったり有効性であったり、効率性といったものが当然問われるわけです。公平性の観点から、このように結構人気のある、毎年ほぼ予算を消化できる状況の補助金ですので、ある特定の方がずっとこの補助金を受け取るということではなく、隔年で必要に応じてやっていただきたいという趣旨です。

森山喜久委員 平成21年度から継続してやっていらっしゃると。来年度も同額の予算を計上しているということで、実際内部で、これだけほぼ予算額満額に近い補助制度を使っているところはなかなかないと思うんです。それを今後拡大していかないといけないかなということで、内部でそういう話が出たことはありますか。

臼井建築住宅課長 補助額の総額の拡大であるとか、単価の拡大ということも将来に向かって考えていかないといけないだろうとは思いますが、アンケート結果を見る限りにおいては、そこまでの状況にないだろうと思います。しかし、時勢も変わっていきますし、建設物価も上がってきたという事情もございまして、あるいは人口が一方において減少している、あるいは建て替えも進みまして、年々新築、あるいは解体が起こりますので、リフォームに頼らずに、民間の住宅ストックが良くなっているという現状もございまして。一概にこれを大きく予算を膨らませなくてはならないと言った理由と申しますか、根拠がちょっとまだ見つからな

いといたしますか、今、実際はそういうところです。

中村博行委員 前回、これに対して行政サイドのほうから回答を頂いているか  
と思います。2年前ぐらいから最初にあって、そういうことはしていた  
だいてないということだったんですけど、それについて何かお考えがあ  
るのかなと思うんですが。

臼井建築住宅課長 委員がおっしゃいましたのは、執行部から建設山口に対し  
ての回答がないということですね。

中村博行委員 そうです。

臼井建築住宅課長 回答を求められておりません。今お手元にもあろうかと思  
うんですけども、これは回答を求められていない要請書ですので、回答  
が出ていないということです。

中村博行委員 回答するかしないかの判断があって、これは回答するに値しな  
いということですか。

臼井建築住宅課長 建設山口から回答を求められていない。回答不要というこ  
とで要請書を御持参いただいています。

中村博行委員 これだけアンケート等をしっかりやられて、十分な資料もそろ  
えていただいているんですけども、基本的にこの団体というのは、そん  
なに強硬な団体じゃなくて、非常に温和なという感じの団体で、こうし  
てほしいという形で言われて、ただ、住宅リフォーム助成制度について  
は、今回は条例化を要望していらっやらないと。先日の協議の中でも  
しっかり毎年予算をつけていただいているので、このままやっていけれ  
ばいいなということでお話があったんですけども、内部で条例化という  
ような協議などはされていますか。

臼井建築住宅課長 お手元に補助金交付規則をお配りしていると思います。補助金交付規則の最後のページのところに住宅リフォーム資金助成事業が位置づけられております。市が展開しています補助メニューにつきましては、この補助金交付規則、およそ130余りのメニューがここに記載してありまして、ほとんどはこれで処理をしていきます。実務に関する事務処理要領として要綱が存在しているという実態です。条例化した補助金の一つもないかという、実はあります。それは工場設置奨励条例で、奨励金という名前の補助金ですけれども、一口当たりが1億円、あるいは、雇用に応じて増額が位置づけられたもので、これは条例化しています。そのほかに補助金交付規則によらない交付規則というのがございまして、私立幼稚園特別支援教育費補助金交付規則とか、これらが一般的な補助金交付規則とは別で多分手続に差異があるからということだと思っておりますけれども、五つの設定が本市においてはなされております。ほとんどが補助金交付規則にのっとりやっております、条例化する理由というものがしっかりあれば考えたいと思っておりますけれども、現状これで十分に機能しておりますので、条例化する必要はないと考えております。

中村博行委員 そのようにはっきり言われたら、ほとんど条例化と同じようにされて、同等の考え方だと思いますので、それで十分かと感じました。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑がないので、住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書についての審査を終わります。以上で、産業建設常任委員会を終わります。

---

午後4時3分 散会

---

令和5年（2023年）2月28日

産業建設常任委員長 藤岡修美